

2019年度4月 幕張海浜こども園入園募集について（2・3号児童）

2019年4月の入園について利用する児童の募集を行います。

利用を希望される方は、下記の内容をご確認の上、申請手続きを行なって頂きますようお願い致します。

尚、幕張海浜こども園では、2・3号児童の利用申請受付は行いませんので、提出場所にご注意ください。

（以下、千葉市ホームページ抜粋）

申請書配布、受付について

申請書配布

配布場所：各区保健福祉センターこども家庭課、幕張海浜こども園事務所

配布期間：平成30年10月15日（月）より

受付時間：8時30分～17時30分（土・日、祝日は除く。）

※幕張海浜こども園での申請書配布部数は限りがありますので、できる限り区保健福祉センターこども家庭課までお越しください。

申請書受付

受付期間：（一次）平成30年10月15日（月）～平成30年12月3日（月）必着

（二次）平成30年12月4日（火）～平成31年2月12日（火）必着

受付時間：8時30分～17時30分（土・日、祝日は除く。）

受付場所：美浜区保健福祉センターこども家庭課（第1希望の保育園・認定こども園等の所在する区保健福祉センターこども家庭課で受付を行います。）

※申請書配布後、随時面接を行いますので、期間に余裕をもって申請してください。

利用要件

1. 千葉市に住民登録があり、実際に市内に在住している児童。

2. 就労、療養、介護などのため、保護者がお子様を保育できないこと。

※就労を要件として利用する場合は、月64時間以上の勤務が条件となります。

※求職活動を要件として利用する場合は、利用期間は3か月に限られます。

※出産を要件として利用する場合は、利用期間は出産予定月とその前後2か月ずつ最長合計5か月間です。

※0歳児は出産後3カ月を経過した日の翌月より利用できます。ただし、保育園、認定こども園の利用のみ産休明け保育（自営業も含む）は、生後57日目より利用可能となります。

※利用開始日は原則として各月の初日となります。ただし、産休明けで申請の場合は職場

復帰日から、育児休業明けで申請の場合は職場復帰日（又は職場復帰日の属する月の初日）からの利用可能です。

※小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業については0～2歳未満児クラスのみ募集いたします。

詳細は、千葉市ホームページ「平成31年4月保育園等利用児童募集情報

(http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/unei/31_4nyusyoannnai.html)」

をご確認ください。